

報告第13号

令和5年度北本市一般会計予算事故繰越しの繰越計算書の報告について

令和5年度北本市一般会計予算事故繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月5日

北本市長 三 宮 幸 雄

令和5年度 北本市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行為 予 定 額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りよ う費	私道舗装整備 事業	1,890,000		1,890,000		1,890,000					1,890,000
8 土木費	2 道路橋りよ う費	市道122号 線歩道整備事 業	9,920,459	6,917,379	3,003,080		3,003,080			2,700,000		303,080
合計			11,810,459	6,917,379	4,893,080		4,893,080			2,700,000		2,193,080

報告第 1 3 号参考資料

令和 5 年度 北本市一般会計予算
事故繰越し・内訳書（令和 5 年度→令和 6 年度）

都市整備部建設課

1 事業名

私道舗装整備事業

2 事業内容

地域で私道を舗装整備する事業に対し、要した経費の一部を補助する。

3 説明

補助の相手方より工事を受注した事業者が、技術作業員の確保に不測の日数を要し、事業着手が遅延したことから、当該年度内での事業の完了が困難なため繰越しを行う。

（単位：円）

全体事業費	令和 5 年度 支 払 額	令和 6 年度 支払予定額	完了予定 年 月 日
1,890,000	0	1,890,000	令和 6 年 5 月 31 日

令和5年度 北本市一般会計予算
事故繰越し・内訳書（令和5年度→令和6年度）

都市整備部建設課

1 事業名

市道122号線歩道整備事業

2 事業内容

市道122号線の歩道整備に伴い、用地取得及び物件補償を行う。

3 説明

関係する地権者との交渉及び契約締結に不測の日数を要し、当該年度内での土地の登記の完了が困難なため繰越しを行う。

（単位：円）

全体事業費	令和5年度 支払額	令和6年度 支払予定額	完了予定 年月日
9,920,459	6,917,379	3,003,080	令和6年8月30日